

官報

号外 昭和二十二年十月三日

○第一回 衆議院會議錄第三十九号

昭和二十二年十月二日(木曜日)

午後二時十一分開議

議事日程 第三十八号

昭和二十二年十月二日(木曜日)

午後一時開議

第一 昭和二十二年度一般会計予算補正(第三号)

第二 災害救助法案(内閣提出、参議院回付)

第三 最高裁判所裁判官国民審査法案(司法委員長提出)

第四 電力危機突破に関する決議案(石野久男君外四名提出)

第五 ヽ連領からの引揚促進に関する請願(第二三三三号)

第六 在外同胞引揚促進の請願(第四一〇号)

第七 町村の財源付與に関する請願(第七〇号)

第八 茅ヶ崎町に市制施行の請願(第二四六号)

第九 行政書士法制定に関する請願(第八三三三号)

〔朗読を省略した報告〕

一、去る九月三十日次の法律の公布を

官報号外 昭和二十二年十月三日 衆議院會議錄第三十九号 議長の報告

奏上し、その旨参議院に通知した。

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律

一、昨日鐵工業委員長から左の公聴会開會報告書を提出した。

公聴会開會報告書

一、公聴会を開く議案

臨時石炭鐵業管理法

一、意見を聴く問題

臨時石炭鐵業管理について

一、公聴会の日時

昭和二十二年十月十三日、十四日、十五日、十六日午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十二年十月一日

鐵工業委員長 伊藤卯四郎

衆議院議長松岡駒吉殿

一、昨日衆議院規則第十四條但し書により議長において議席を次の通り変更した。

六 兵庫縣第三選出議員

二七三 矢野庄太郎君

四二二 木村小左衛門君

四一三 一松 定吉君

四一五 幣原喜重郎君

四二〇 中野 寅吉君

一、去る九月三十日内閣から提出した議案は次の通りである。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

一、去る九月三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案(内閣提出)(第六五号)

財政及び金融委員会 付託

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六六号)

厚生委員会 付託

一、去る九月三十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

鐵道營業法の一部を改正する法律案

一、去る九月三十日予備審査のため次の本院司法委員長提出案を参議院に送付した。

最高裁判所裁判官国民審査法案

一、去る九月三十日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

災害救助法案

一、去る九月三十日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案

一、去る九月三十日予算委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、同日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

(一) 予算制度に関する事項

1 予算審議権の範囲

2 予算の執行と國會の監督

3 各特別会計の独立採算制、その他

4 中央の予算と地方予算との綜合的研究

5 公團等の政府出資機關と國會との關係

6 予算の作成と國會との關係及び予算編成と予算執行機關の分離等

7 立法府の財政監督に関する歐米各國の權限及び実情の調査研究

8 歐米における予算の作成執行に関する調査研究

(二) 予算案に関する事項

1 昭和二十二年年度予算の実施状況の調査の件

2 昭和二十三年年度予算編成方針調査の件

二、調査の目的

(一) 予算の作成、審議又は執行における國會と内閣との相互關係を明確にし、以て予算委員會の運営方針を確立するため

(二) 立法行為と行政行為の限界、並びに相互關係を明確にし、予算委員會の運営方針を確立するため

(三) 財政処理の民主化の必要より現行財政法規改正の可否を調査するため

(四) 國會において議決された予算が國會の意思の如く施行されているや否やを監査し以て國會の責任を明確にする

(五) 昭和二十三年年度予算編成の方法、方針又は、状況を調査し、國會における審議をして効果的ならしめる

三、調査の方法

小委員會の設置、資料の要求、關係方面より報告及び説明聴取並びに現狀調査

四、調査の期間

本会期中

右によつて國政に関する調査をしたから衆議院規則第九十四條により承認を求め

昭和二十二年九月三十日

予算委員長 鈴木茂三郎

衆議院議長松岡駒吉殿

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) お諮りいたします。原田憲君より、十月一日から十月十五日まで十五日間病氣のため請暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

水害復旧の状況に関する吉米地國務大臣の報告

○議長(松岡駒吉君) 前回の水害の復旧状況につき報告のため、運輸大臣より発言を求められております。これを許します。運輸大臣吉米地義三君。

〔國務大臣吉米地義三君登壇〕

○國務大臣(吉米地義三君) 今次の水害につきまして、去る二十日とりあえず御報告申し上げておきました。運輸関係の被害及びその復旧状況につきまして、その後の経過を御報告申し上げます。たいと存じます。

まず、國鉄の受けました被害であります。先日の御報告では、当時判明したものの総計八百七十八件と申し上げましたが、最近の数字によりまして、総計千四百三十八件に及んでおります。そのうち、築堤の崩れたもの三百

四十三件、切取土砂の崩壊四百件、線路の流されたもの二百三十八件、橋梁の傷んだもの六十一件であります。従つて、これらの被害に対する應急復旧用資材も、先般の御報告に比べまして多少増加する見込みであります。すなわち、軌條及び附属品千三百六十五ト

ン、まぐら木七万五千五百丁、鋼材類千二百二十ト、木材十四万四千六百石、セメント一万二千七百八十トに、いずれも増加する予定であります。

次に、鐵道の不通となりました区間は、八十一区線に達しましたが、そのうち、すでに復旧開通いたしましたのは七千区線でありまして、未だ不通の箇所は十一区線となつております。すなわち、現在不通箇所のおもなるものについて申し上げますと、

一、東北本線は、久喜、栗橋間の一箇所だけまだ不通であります。栗橋、古河の間は、昨日開通いたしました。久喜、栗橋間は線路が非常に流されておりますので、これが開通して東北本線の全通を見ますのは、目下のところ、本月十五日ごろとなる見込みであります。

二、上越線は、目下敷島まで開通しましたが、敷島、沼田間は、その後実地調査の結果、盛土・切取だけでも一万数百立方メートルに達する見込みであります。目下作業は進行中であり、敷島、岩本間は十月一ぱい、

岩本、沼田間は十一月中になる見込みであります。

三、常磐線は、龜有、金町間の不通箇所のうち、下り線単線だけは去る二十七日開通しまして、一應全通いたしました。が、復線開通は本行われる予定であります。

四、中央線は、大月、笹子間の被害は意外に大きく、目下盛土の本復旧作業を進めていますが、十月十日ごろまでかかる予定であります。

以上の通りでございます。さいわい信越・常磐・奥羽・総武の四線が開通いたし、東北、中央両線も近く全通を見る予定でありますので、被害がはなはだしなかつた割合には比較的早く開通を見、輸送に対する影響を最小限度に食い止め得たと存じます。しかし、それにいたしまして、十月分の貨物輸送に對しては、約六十万トンの輸送不足ができました次第であります。もちろん、これに對しましては、なお残された不通箇所の復旧工事を促進して、できるだけ早く開通させるように努めるとともに、他方、すでに開通いたしました線を最大限度に利用しまして、迂回輸送等により、できるだけ輸送減の影響を少くするよう努力いたしております。最近ようやく活発になり始めました京浜向け新米輸送につきましても、上越線、東北線不通の間は、新潟方面の分は信越線、富山・石川方面のものは北陸線・東海道線を通じて京浜

地方に輸送いたしております。

なお地方鉄道にも、東武鉄道、京成電鉄等、その後被害地域が拡大されましたが、これまた鋭意復旧に努めました結果、不通区間も漸次少くなり、兩線ともおの／＼二箇所を残すのみとなっております。

次に、海運関係について申し上げます。先日御報告申し上げました北海道・東北方面と京浜をつなぐ汽船は、その後予定通り運航を続けております。最近までの実績は、運航船舶九隻、旅客四千三百余人に及んでおります。また利根川の濁水が帝都に入り、常磐・総武の鐵道線が不通となりまして、ただちに東京、木更津間の定期航路を増強するほか、東京・浦安、東京・寒川方面に新しく航路を開きまして、旅客の海上輸送を行い、旅客十万人一千人輸送の実績を示しております。さらに、横浜港に到着した輸送食糧は、ただちに汽船または機帆船によりまして、岩手・青森・宮城の方面と千葉縣下に中継輸送を行い、水害地に対する食糧の確保に努めた次第であります。

以上、はなはだ簡単でございますが、運輸関係の最近までの御報告といたします。(拍手)

第一 昭和二十二年一般会計予算補正(第三号)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、昭和二十二年一般会計予算補正(第三号)を議題といたします。委員長(田中男君)の報告を求めます。予算委員会理事黒田男君。

昭和二十二年一般会計予算補正(第三号)に関する報告書

一、本予算案の趣旨

(一) 本案は皇室費として歳出において、

イ、三宮家について皇室經濟法施行法による改正定額に基いて皇族費を八月以降追加支出するた

め 十六万六千円

ロ、皇族の身分を離れる皇族についてその身分離脱の時期までの六箇月間皇族費を支出するため

百五十五万四千円

ハ、皇族の身分を離れる皇族について一時金額による皇族費を支出するため

四千七百四十七万五千円

以上合計四千九百九十九万五千円を既定予算に追加して支出するものである。

(二) 右支出の財源として歳入において、

イ、前年度剰余金により

千八百八十七万二千円

ロ、学校特別会計廃止による雑収入

三千三百三十三万三千円

合計四千九百九十九万五千円を受入れてこれを既定予算に追加するも

のである。

(三) これによつて昭和二十二年度歳入歳出予算はそれぞれ千四百億二百五十二万二千円となる。

二、議案の可決理由

(一)三宮家の皇族費は八月一日より遡及施行された皇室経済法施行法によつて年額を改正増額することになつてゐるため、当然に追加支出を必要とする。

(二)皇族の身分を離れる皇族について、五月に身分離脱の予定であつたが、これが十月まで延期されたため、その間六箇月分に當る皇族費が既定予算に計上されていなかつたのでこの支出を必要とする。

(三)皇族の身分を離れる皇族については、皇室経済法施行法によつて一時金を支出することになつてゐるので、

同法によつて当然支出の必要がある。以上それぞれの理由によつて予算補正(第三号)を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年九月三十日

予算委員長 鈴木茂三郎

衆議院議長松岡均吉殿

〔黒田壽男君登壇〕

○黒田壽男君 たいだいま議題となりました補正予算第三号案につきまして、予算委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。審議の経

過を御報告するに先だつて、本補正予算案の内容を簡単に御紹介申し上げます。

本案による既定予算に対する歳入歳出の追加は、先般議會を通過いたしました皇室経済法施行法に基いて当然に支出されるべき経費でありまして、その内容は、次の二つにわかれております。その第一は、皇室経済法施行法によりまして、八月一日にさかのぼつて皇族費の定額が引上げられたため、歳出追加の必要が生じたものであり、その第二は、皇族方の皇族離脱によつて追加支出が必要となつたものであります。もちろん、皇族離脱のために生ずる経費支出については、右の法律に定められてゐるわけでありまして。

さて、本補正予算第三号案の内容は、ただいま申し上げました二つの原因から生ずるものであります。それは大体次の三つにわかれてゐるのであります。

その第一は、引き続き皇族の位置におられる秩父宮、高松宮及び三笠宮の三宮につきましては、前に述べました第一の理由、すなわち皇族費の定額が増加されましたため、追加支出の必要が生じたのであります。と申し上げますのは、本年度にはいつて初めて、すなわち四月は、旧憲法による皇室費の年額の一箇月分、四十万円が充てられておつたのであります。五月からは新憲法が施行になり、暫定的に皇室

経済法施行に関する法律により、皇室費が内廷費——これは御手元金に當るもので、目録の内訳はありせん。これが年額にして八百万円、十一箇月分として約七千三百三十三万円、宮廷費——これは年々数字の変るもので、これの十一箇月分がおよそ千五百万円、それから皇族方の費用が、皇族費として三宮家の分だけ十一箇月分六十八万八千円と、三つの項にわけて本予算に計上してあります。ところで、さきに申し上げました法律では、宮方御一人の年経費は十五万円となつておりましたのが、今度定まりました皇室経済法施行法では二十万円に改正されました。それが八月一日から施行されますので、三宮家について、その分だけ追加の必要が生じたのであります。これが三つのうちの第一、予算書によると甲第二号の歳出、皇室費の(一)に當るもので、十六万六千円であります。

第二は、前にも触れましたように、三宮家以外の皇族方は、五月には皇族離脱の予定でありましたが、それが延期されて十月になり、その間の皇族費が本予算に計上してないもので、これを追加いたさねばなりません。このうち五、六、七の三箇月は、御一人十五万円の割で、八、九、十の三箇月は、皇室経済法施行法——以下施行法と略称いたしますが、この法律によりまして、二十万円に引上げられましたので、その割合で計算しまして、総額にして百

五十五万四千円を追加支出することになります。これは皇族離脱が遅れたというところ、施行法が公布されたというところが組合わさつております。

第三は、施行法によりまして、皇族離脱の際、御当主には年額の十五倍を、その他の方には十倍を一時金として支出することになつておりますので、これは年額十五万円の基準で、それの十五倍、十倍を計算したのであります。これが総額にして四千七百四十七万五千円になります。

以上の三つの支出を合わせますと、四千九百十九万五千円を追加支出する必要がありますので、予算補正第三号が提出されたわけでありまして。

そこで、右の歳出追加額の財源であります。これは前年度剰余金が三千六百六十五万四千円残つておりますが、それは不足いたしますので、ちようど学校特別会計が廃止されました三千三十二万三千円残金が出る見込みでありますので、これを全額受入れまして、不足分八百八十七万二千円を剰余金から受入れることにしたのであります。

これで皇室費の追加額四千九百十九万五千円を賄うことができることになりました。なお、これは本案には直接関係がありませんが、前年度剰余金は千二百七十七万八千円だけ残ることになりました。

政府側から、以上の通りの予算案の内容の説明がありまして、質疑に移りました。

質疑の第一は、皇族離脱は二十二年五月の予定であつて、そのため本予算に、離脱される御予定の皇族の皇族費が計上されていなかったが、それが十月まで遅れたため、その間の追加の必要が生じたとの政府の説明であるが、何ゆゑ皇族離脱の手続が遅れたかとの質問がありまして、これは皇族離脱の手続は、新憲法による第一回の國會にかけて決定することになつてゐるので、皇室経済法施行法が今國會を通過した後になつたのであるとの政府側の答弁がありました。

質疑の第二は、天皇の御巡幸の費用は当初予算の範囲内で間に合ひかとの質問がありまして、これは全年度にわたつては多少の不足を来す見込みで、いづれ補正予算で追加を求める予定であるとの答弁がありました。

第三に、右のように御巡幸に多額の経費が必要となり、しかのみならず、地方費においても、それがために相当額の支出が行われていることは、経費節約の上からも十分考慮してもらいたいの質疑に対しては、御巡幸は國民の希望と陛下の思召とにこたえるためであるが、そのために中央・地方の財政負担を増大しないよう善処するとの答弁がありました。

第四に、皇族費追加の財源が、学校特別会計廃止による剰余金を先にし

て、不足額を前年度剰余金で埋める方法は、六・三制の経費が削減されるやもしれないといううわさもある今日、國民への影響も考へて不適当ではないか、むしろ前年度剰余金の全額をこれに充当し、なお不足する分は一時借入金にして、この後間もなく上程される追加予算の議入によつて埋めることが適當ではないかとの質疑に対しては、学校特別会計の廃止によつて、現金は法規上当然に剰余金として一般会計に繰入れられたのであつて、その原因が学校特別会計の廃止にあるというだけで、右の金額は一般会計全体として考えられるのであるから、六・三制との関係は存在しないとの答弁でありました。

質疑の第五は、財政法第六條によつて、前年度剰余金の二分の一以上は借入金・公債の償還に充つべしとあるのに、このように剰余金全部を受入れることは不法ではないかとの質問でありまして、これに対しては、財政法は昭和二十一年度決算より適用されるから、二十年度の決算には関係ないし、第一、それを無理に償還に充てても、その分だけ新たに赤字を出すことは、むしろ健全財政の趣旨に反するから、実情に即して以上のような手続をとつたとの答弁がありました。

なお、國民として天皇の常殿を造営したいとの希望があるが、右のような計画はないかとの質問に対しては、目下のところ、さうな計画はないとの答

弁でありました。

さらに、全般的追加予算を目の前にして、第三号を急ぐ必要は奈辺にあるかとの質問に対しては、皇族離脱が予定より遅れていたため、施行法の通過を機に極力手続を進めたいという趣旨の答弁があつたのであります。

大体以上のような質疑應答が行われまして、採決に入つたのであります。が、共産党を除き、過半数をもつて本案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。共産党の反対意見は、次の二点でありました。第一は、この補正予算は追加予算案と同時に審議しなければ、事実上審議不可能である。追加予算の全貌を示さず、この補正予算だけを切り離し、しかも、内容の明細を示さずして審議することには反対である。第二には、文部省の剰余金をこの補正予算に繰入れては、これは正しい予算の立て方ではない。以上のごとき共産党の反対意見がありました。ただいま申し上げましたような経過をとりまして、過半数をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数、よつ

て本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 災害救助法案内閣提出、参議院回付
○議長(松岡駒吉君) 日程第二、災害救助法案、参議院回付案を議題といたします。

災害救助法案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十二年九月三十日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡駒吉殿
(小字及び一は参議院修正)
附則
この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

○議長(松岡駒吉君) 別に発言の通告もありませんから、ただちに採決いたします。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

○叶凸君 日程第三は延期されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 叶君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第三は延期するに決しました。

第四 電力危機突破に関する決議案
(石野久男君外四名提出)
○議長(松岡駒吉君) 日程第四、電力危機突破に関する決議案を議題といたします。委員長の報告を求めます。電気委員長前田榮之助君。

電力危機突破に関する決議案
電力危機突破に関する決議案
今やわが國産業は縮小再生産の過程を辿り、國民生活の不安は日毎に増大し、國家は將に憂慮すべき事態に直面している。

然るに産業復興の源動力である電力は、著しく切迫を告げ、年間を通じて需要を充たすことなく、特に渇水期においては一層苛酷な事情の下におかれ、全産業は麻痺せんとする怖るべき予測が着々現実化しつつある。

政府は石炭増産に主力を注ぎ、この傾斜政策を唯一の動力源問題の解決策としているのであるが、わが國における動力源は、基本的には電力に依存すべきで、電力の持つ重要性は断じて石炭に劣るものではない。

この秋にあたり電力問題の根本的恒久対策を確立し、國家百年の計を樹立すべきことは固よりであるが、それと同時に、先ず今日の電力危機に処する緊急施策の必要なることも論を俟たざる所である。

ここにおいて電力危機突破緊急対策の樹立を提唱し、これを國民運動に展開して生産を増強し、民生の安定を図り、日本再建に寄與せんとするものである。

政府は、電力危機突破対策として現有電力施設の百分の活用を期すること、これがため他産業に優先して次の各項の措置を講ずること。

イ 資金、資材の優先獲得
ロ 労働の生産性確立
ハ 綜合燃料対策の樹立
ニ 電力の合理的使用の勧奨

よつて以てこれが実現のため國會及び政府を中心とする電力危機突破の一大國民運動を展開すること。右決議す。

電力危機突破に関する決議案
(石野久男君外四名提出)に関する報告書

一、議案の要旨
わが國産業復興の源動力にして國民生活安定の基礎をなす電力は、終戦後一時的に需給の平衡状態を示したが、昨年度においては既に需給のバランスを失ひ、本年度に入るや、その需用量は戦時の

最高記録を凌駕せんとし、電力の逼迫情勢は顯著な事実となつて現われている。このままに推移すれば、産業の復興も民生の安定もこれを期し得ない重大危局に直面せんとするに至つてゐる。

殊に、今冬季における渇水時期を迎えんとするに當つては、予め組織的な非常対策を講じなければ、到底この難局を打開することができないばかりでなく、産業並びに民生の混乱を來さんとする危険をも包蔵するものと思料せられるのである。

ここにおいて、本案は、政党政派を超越して、衆議院の確乎たる決意の下に、電力危機突破緊急対策を決定し、一大國民運動を展開して、その実施に全國民の協力を求めんとするものである。

二、議案の目的

本案の目的は、電力危機突破の対策として、最も有効適切な現有電力施設を整備し、その完全活用を期し、これが活用に支障ある施設に対しては、急速にその補修改善を図ると共に需用方面に対する合理的の使用を奨励せんがために必要な措置を講じ、その実現のために国会及び政府を中心とする電力危機突破の一大國民運動を展開せんとするにある。

三、議案の可決理由

今冬季渇水時期における電力危機は目前に迫りつつあり、速かに産業の復興及び民生の安定を確保すべき重要段階に際会してゐるのであつて、本運動の成否如何は、この危機突破に對して、極めて必要且つ重大であるという理由の下に、これを可決すべきものと、議決した次第である。

昭和二十二年九月二十七日

電氣委員長 前田榮之助
衆議院議長 松岡駒吉殿

〔前田榮之助君登壇〕

○前田榮之助君 ただいま上程になりました、石野久男君外四名の提案による電力危機突破に関する決議案の、電氣委員会における審議の経過並びに結果について御報告をいたします。まず議案を朗読いたします。

電力危機突破に関する決議案
今やわが國産業は縮小再生産の過程を辿り、國民生活の不安は日毎に増大し、國家は將に憂慮すべき事態に直面してゐる。

然るに産業復興の源動力である電力は、著しく切迫を告げ、年間を通じて需要を充たすことなく、特に渇水期においては一層苛酷な事情の下におかれ、全産業は麻痺せんとする怖るべき予測が著々現実化しつつある。

政府は石炭増産に主力を注ぎ、こ

の傾斜政策を唯一の動力源問題の解決策としてゐるのであるが、わが國における動力源は、基本的には電力に依存すべきで、電力の持つ重要性は断じて石炭に劣るものではない。この秋にあたり電力問題の基本的恒久対策を確立し、國家百年の計を樹立すべきことは固よりであるが、それと同時に、先ず今日の電力危機に処する緊急施策の必要なることも論を俟たざる所である。

ここにおいて電力危機突破緊急対策の樹立を提唱し、これを國民運動に展開して生産を増強し、民生の安定を図り、日本再建に寄與せんとするものである。

政府は、電力危機突破対策として現有電力施設の百%の活用を期すること、これがため他産業に優先して次の各項の措置を講ずること。

イ 資金、資材の優先獲得

ロ 労働の生産性確立

ハ 綜合燃料対策の樹立

ニ 電力の合理的使用の奨励

よつて以てこれが実現のため國會及び政府を中心とする電力危機突破の一大國民運動を展開すること。

右決議す。

本案に対する委員會の審査は、きわめて熱心に、また慎重に行われ、まず第一に、現実の電力事情の実態の把握に努め、第二に、本案実行により危機突破可能なりやいなやを精査し、第三に、政府の行政処置を追究調査し、よ

つてもつて問題の解決を具体的に、実効を収むることに主力を注いだのであります。

そも、わが國の電力事情は、これを需用方面から見ますと、終戦後軍需産業の操業停止によりまして、昭和十九年度を基準にしますと、一時その三五%まで低下してゐたのであります。が、その後家庭用電熱の増加、電氣製塩、汽罐電化及び一般産業の回復と電力利用分野の拡大、特に肥料・纖維・窯業等の需要増加のため、漸次増大いたしました。十九年度平均に比しまして、昨年四月には八二%、十月には九二%、今年四月には遂に一〇四%、五月には一三%に上昇したのであります。殊に家庭用電熱・電熱につきましては、薪炭・ガス等の不足から、本年三月には、全需要電力の三六%を占めるといふ激増ぶりを示すに至つたのであります。

また、これを供給方面から見ても、すくなくとも、戦前の生産が戦前に比して著しく低下してゐる際、電力の生産だけは、戦前の発電力を維持するといふよりも、本年六、七両月のごときは、これまでにない発電記録をあげるに至つたにかかわらず、その需用に比べて、供給の不足はきわめて深刻なものであるであります。すなわち、本年渇水期における需給予想についてみますと、水力が平年並の水量があり、火力が下半期百四十万トンの石炭が使

用できるものとしても、なお供給は需用に對してはるかに及ばないのであります。全期間にわたつて、依然として強度の電力制限を行ななければ、需給の平衡をはかることができない、まことに憂べき事態に立至つてゐるのであります。このように足りない電力を、傾斜政策の對象たる炭・鐵・鋼用、肥料用等に對し重点的に一〇〇%配電するとなれば、残りの需用家に対する割当は、昨年度に比してさらに減少され、貿易再開に應ずべきわが國産業の危機と言はねばなりません。

それでは、何ゆへかかる状態に陥つたかと申しますと、需用の激増といふことはもちろんであります。が、なお一面、供給力減少の面にも幾多の原因が存するのであります。すなわち、その二、三を拾つてみますと、一、戦時中電力の急増をはかるため、無理な工事により電力設備の建設を急ぎ、そのため破損するものもあり、戦災により使用不能となつたもの、なお、戦時中必要なる補修を加えなかつたため、遂に使用に堪えられなくなつた発電所ができたこととあります。二、火力発電所用石炭の割当不足及び一般的の炭質の低下も相當影響いたしております。三、資金、資材、労働者用の食糧及び必需物資が不十分のため、電力設備の補修の完了が遅れたことなどが重なり合つて、供給力低下の原因となつておるのであります。

右のような事情のもとにあつて、委員会においては、委員と政府との間に種々熱心なる質疑が交されたのでありますが、その詳細は會議録によつて御承知おき願うことにいたしまして、ここでは、そのおもなるもの二、三を申し上げることにいたしたいと存じます。

まず、資金・資材の確保については石炭増産に対すると同様にすべきであるとの質問に対し、政府より、開發計画には長期的なものゝ緊急なものゝがありまして、それゝ立案中でありまして、目下のところは、最も緊急を要する補修工事に主力を注ぐべきであると思ひますから、これに要する資金・資材は、今後とも十分に確保する方針でありますとの答弁がありました。

次に、労働能率向上のため、労働者の生活確保、すなわち衣料・ゴム製品・食糧・住宅等を確保するの要があるが、政府はいかなる処置をとつておるかとの質問に対し、労働者の厚生に關しては、できるだけ努力しており、食糧の配も一部にはすでに実施中でありまして、他地区に対しても、それゝ特配するように努力中でありましてとの答弁がございました。

次に、総合燃料対策を樹立して、これが実現を期すべきであるとの意見に対し、政府は薪炭・ガス・煤炭等の総合燃料対策を立て、今冬期必要とする最小限の燃料は確保したいと努力

力中でありましてとのことであります。

なお、電力の合理的な使用を勵行する必要があるが、政府の所信如何、との質問に対しては、電力の合理的な使用については、官廳、事業者、民間團體の三者協力して普及に努力していきすが、今後一層努力いたします。また燈用防止につきましても、メーターや制限器の取付に努力させておりますが、目下のところでは、破損や焼失によつてメーターも非常に不足しておりますので、その新造に対しても鋭意努めておる次第であります、要するに政府としましては、供給力の増加、水力及び火力発電設備の補修・復旧に努力し、同時に電力使用の合理化を徹底したいと念願するものであります、これらの問題の解決は、單に政府だけによつて解決されるものではなく、國民の一致協力が必要であらうと思ひますとの意見の開陳がありました。

しかして、九月二十七日の委員会において質疑を終り、討論に入りまして、社会党より八百板正君、民主党より櫻内義雄君、自由党より村上勇君、國民協同党より川越博君、第一議員俱樂部より堀江實藏君の諸君が、それぞれの党派を代表して原案賛成の意見を述べられ、なお、以上の諸君はいずれも同様に、電力こそは石炭・鉄鋼肥料等とひとしく國家興隆に影響する重要性をもつものであつて、官民ともに

政党政派を超越して、本案を体して一大國民運動に挺身すべきであることを力説されたのであります。討論を終結し、採決いたしましたところ、満場一致賛成、可決いたしました。終りに政府当局より、本案の趣旨を体し、その運用に万全を期する旨の発言がありました。

以上、簡單であります、委員長の報告といたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。順次これを許します。石野久男君。

(石野久男君登壇)

○石野久男君 私は、ただいま上程されました決議案に対しまして、日本社会党を代表して、本決議案の賛成の意見を申し述べたいと存じます。

去る二月、三月の渇水期におきましては、例年になく豊水に恵まれたのであります、電力事情は、各員の御記憶に新たなる通り、國民生活を著しく混乱に陥れたのでございました。この事實は、國民一人当りの消費全エネルギーについての年次比較を見ても、よくわかるのでございます。すなわち、石炭一キログラムを六千五百キロリに換算いたしました、昭和五年から九年は〇・八二トンを使用しております。昭和十七年は一・一八トン、昨

年の昭和二十一年は〇・五八トンとなつておりまして、特に家庭用燃料消費量は、電力・薪炭を含め、戦前の四〇％

程度に低下しておる実情でありました。

石炭・煤炭・石油・木炭・薪の生産実情を考え合わせますと、國民の最低生活を維持のための熱源は、今後その大部分を電氣に求めるのほかに途がないのであります、刻下の産業におきます動力源に思ひをいたしますならば、一層切実なる要望が電力に負荷されておるのであります。従つて私は、今日石炭に対する政府の傾斜生産方針は、よろしく電力に対しても同様の方針を確立されてしかるべきものであると固く信ずるものであります。

續つて、本二十二年度の冬季渇水期におきます電力需給の事情を考えますと、すでに本年は豊水期である第一・四半期におきまして、休電日の指定等制限を加えたにもかかわらず、制限のなかつた昨二十一年度同期に比較しまして、一八・四％の需用が増加しておる実情でありまして、八月、九月の渇水期の不足状況は、すでに御承知の通りであります。

かくのごとき事情のもとに冬季渇水期にはいりますならば、石炭百七十五万トンが火力発電に確保されましたとしても、その炭質の低下等を考慮しますならば、電力の供給不足は必然でありまして、國民の最低生活に必要な熱源の確保は一大恐怖にさらされ、全國産業は、到る所に動力不足に基く閉店休業を余儀なくされるに至

り、労働不安を助長し、産業復興はもとより、民生の安定は根柢から覆えさるるに至るであらうことが恐れられるのであります。従つて、電力に關する恒久的基本対策は、水力発電を中心として急速に確立されなくてはならぬ問題であります。特に今回の関東・東北の大水害に徴しても、治水問題を含めた貯水池・ダム等の構築等は、電力開發の問題と関連して、積極的に國政上研究されなければならぬ切実さをもつておるものと信じられるのであります。

しかしながら、今日当面する電力不足の危機は、緊急に解決されなければならぬ問題であります。恒久的、基本的計画を樹立することを考慮に入れて、本決議案が現有電氣事業設備の百パーセント活用を達成するために掲げております諸種の要望は、まことに時宜に適したものでありまして、特に本決議案が、國會及び政府を軸心とした國民運動の展開を要望しておることは、適切であると考えるのであります。

日本社会党は、本決議に賛成するにあつて、ただいま委員長報告にもありました、重ねて政府に対し、次の諸点を特に考慮されんことを希望するのであります。

一、政府は電氣問題の重要性に鑑み、石炭と同等もしくはそれ以上の傾斜主義を電氣事業に對してとること。

二、資金・資材の優先取扱いは、官僚的図式配分に陥ることなく、実効果を期すること。

三、労働者の生活不安が労働の生産性を低下せしめている事実を鑑み、労働者に対しては石炭労働者と同等の取扱いをなすこと。

最後に、国会は電気委員会を中心とする電力危機突破委員会——仮称であります——を構成して、國民各位に電力の合理的使用の協力を求め、政府に対しては各般の施策を要望いたしました。特に総合燃料対策の樹立並びに実施を鞭撻して、本決議案の趣旨を達成するよう努力していただきたいのであります。

以上の諸点を要望いたしましたして、本決議案に対する賛成の意見を申し述べた次第でございます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 栗田英男君。

〔栗田英男君登壇〕

○栗田英男君 私は、民主党を代表して、決議案に対し賛意を表するものであります。

電力危機を突破するためには、危機の原因たる根本的な問題を慎重に検討し、恒久的な方策を樹立してこれを実行することはもとよりであるが、現下の電力事情は著しく切迫し、ここにおいて緊急非常の措置をとるにあられれば、産業の復興も、民生の安定も、眞は憂慮すべき段階にある。私は、このときにおいてこそ、本決議案に示され

た方策の断行を政府に強く要請せざるを得ないのである。

この際日本の電力資源を検討するときに、ただ一つ世界に誇るべきものは、開採いかによつて生ずる五千万キロという膨大な水力電気である。しかるに、わが國における水力電氣の利用は、ほんの序の口で、残る膨大な水力資源の開採こそ、敗戦日本の包蔵し得る唯一最大の天然資源である。しかるに、今や炭も薪もガスもない、最後の家庭の頼みであるところの電熱器は使えない。農村の最も欲する化学肥料も思うように出まわらない。すでに節電の深刻なる赤信号は発せられて、家の中はまつ暗である。さらに二十箇所、百四十万キロの火力発電所が、賠償の指定を受けたのである。今にして電力問題解決の大方針を確立し、これに超重点を指向しなかつたらば、産業の再建も、文化日本の建設も、断じて不可能であると私は信ずるものである。現在のごとく石炭問題にのみ重点を指向し、これにまさるとも劣らない電力問題を等閑に附するということは、あたかも木によつて魚を求むるようなものである。

なぜに、かくも電力不足のために今日われわれが悩まなければならないか。原因の第一は、日本の総電力は九百万キロあるが、その中の三百万キロは九州と北海道に偏在し、しかも、恵まれざる石炭に頼つて、全國に百十六箇所の火力発電所をつくつたということがある。第二は、現在の水力電氣の発電方式が、ダム式発電方式をとらずして、水路式発電方式をとつたという点に、深刻なる電力危機の悲劇が生れたのであります。第三は、電力需給の状況が、昭和十九年度の実績三百三十億キロワット・アワーに対し、本年五月においては、一一三%に増加しておるのにもかかわらず、終戦以来の各産業の放漫なる電氣轉換、家庭用電力の著しき増加等により、さらに危機を加えたものであります。

ここにおいて、緊急対策として電力事業を超重点産業として取上げ、石炭と同一の優先的措置を講ずるとともに、速やかに補修用セメント、発電機保全のための部品及び油脂を確保し、現場に急送するの措置を講ずることが絶対に必要である。これを早急に実施するときは、現能力に対し二五%の出力増加となり、この処置を怠るときは、壊滅的故障が予想せらるるのである。

次に、現在の水力発電能力から見ても、本年度において大よそ四百万トン程度の火力発電用炭を必要とするのであるが、電力用炭として予定されておるところの割当見透しは、わずかに百七十五万トンである。これも現在貯蔵皆無の悲観すべき状態にある、恐るべき今冬季の渇水期を乗り切るためには、早急に良質炭百万トン確保の決意をしなければならぬ。

さらに家庭用電熱節減のため、電流制限器による二十億キロワット・アワー以上と予想せられる盗用の防止、非停電地区の悪質使用者の徹底的取締り等、危機に講ぜらるべき対策は決して少くないのである。

恒久対策としては、昭和二十六年年度の需用が四百五十億キロワット・アワーと見て、ダム建設による新規電源の開発をはかるのである。ダム建設はセメントを用いる大工事であるが、この資材も希望のないわけではありません。本年度の火力発電用炭百七十五万トンは、三十五万キロの電源に相当する。これを電力の合理的使用によつて、五十万トンの石炭をセメント製造に振り向けるときは、百二十万トンのセメント製造が可能となり、これをダム建設に用いれば、八十万キロの新規電源の開発が可能となるのである。この八十万キロを火力発電に依存するときは、実に四百万トンの石炭をたかねばならない。一箇年五十万トンの有効適切な利用は、毎年四百万トンの石炭が浮び上るといふ事実を知らなければならぬ。

現にある水力電氣は、わずかに六百万キロである。渇水期においては、三百万キロに達しないのが日本の現実である。今までは三百万キロを火力で補つていたが、石炭の窮乏は見るも悲惨であり、しかも、火力発電所の半分の賠償に指定されておる現在では、どうあつても各地にダムを急造し、絶対に三百万キロを水力で補給しなければ、日本の産業は壊滅である。今や政府があらゆる努力を傾けてダムを建設するときは、日本全土を恐怖の底に陥れたるかの大水害も、さらに今日國民の生命さえ脅かしておる燃料飢饉も、びたりと解決するのである。

政府は、本國會の初頭において片山首相の施政方針演説において提唱せられたるダム建設による電源開発計画の速やかなる具体化と実行を、今こそ強力に推進しなければならぬ。（拍手）

以上、簡単に私の所見を述べまして、賛成の意を表する次第であります。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 村上勇君。

〔村上勇君登壇〕

○村上勇君 私は、日本自由党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました電力危機突破に関する決議案に対して、賛意を表するものであります。

敗戦後の石炭不足と火力発電所の賠償等によりまして、今日日本における唯一の動力源は、水力電気の最高度活用以外にその途はないのであります。この消耗することなき水力電気こそ、石炭動力に代りまして、わが國經濟復興の中心となるべきであります。最近、米英兩國政府におきまして、電力開発に重点を置き、ギリシャのごときは、水力電気の開発以外にギリシャの復興なしと叫び、ソ連は經濟復興五箇年計画におきまして、超重点的水力電気の開発に置いておることによりまして、私も、電源開発が今後の世界動力の花形として、産業復興の中心となるべきことを固く信ずる次第であります。

しかし、天與の地形と水利とに恵まれまして、わが國といたしましては、敗戦によつて失われた貧弱なる資源のうちに、ただ一つこの電力開発のみが、われ／＼國民に残されたる重要資源でありまして、これが開発によつて、從來の生産方針に大改革を加える必要が生じたのであります。

御承知の通り、日本における水力発電所は、大小とりまぜて約千四百箇所となつております。その中でおもなものは、日本発送電の經營する三百八十六箇所の大発電所であります。しかし、総出力は約六百万キロと称えられておりますが、冬季渇水期に至りますれば、半減してわずかに三百五十万キロ

しかない三百万キロとなるといふ、まことに憂慮すべき状態であるのであります。

これが打開のためには、わが國河川の流量状態より見まして、四、五、六の三箇月間の豊水期に余剰水を、でき得る限り蓄積して冬季渇水期に利用し、もつて既設発電所の最高度活用をはかることは、何人といえども異存ないものと思ひますが、この目的達成には、大貯水池を築造せねばならぬために、莫大なる資材を要するのであります。今ただちに着手いたしましたとしても、重要資材の貧弱なる現状では、三年、五年の長き歳月を要します。がゆえに、長期計画といたしましては採用できまして、現下の危機突破はまことに至難であります。

ゆえに、この急迫せる危機打開のためには、全國三百八十箇所の発電所のうち、完全に働き得るものは、わずかに一九％ということになっておりますので、この残りの八〇％以上の老朽発電所の修復と、戦時中種々の困難なる隘路のために未完成になつております各種の発電所の修築をばかつて、これによつて当面の危機突破をはかることは、急務中の急務と存する次第であります。

聞くところによりますれば、日本発送電におきましては、電力危機突破五箇年計画を樹立し、目下それに向つて着々進んでおるさうでおります。しか

して、初年度、すなわち本年度におきましては、水力によつて約十萬キロの増電計画を立て、鋭意作業中という報告を聞きまして、私も、電氣委員は、去る七月十一日、猪苗代湖及び只見川等の水力電源調査と修復作業の実情調査のために出張いたしましたのであります。が、尾瀬原、尾瀬沼を水源とする只見川水系の電源は、さすがに水力日本の名に背かぬものとして、力強く感じたのであります。

翻つて、修復作業の実情に至りますれば、実に憂慮すべき状態でありまして、このままでは、本年度十萬キロの増電計画は、とうてい実現不可能と見たのであります。その最も重要な隘路は、工事用資材の不足と、労働者の食糧並びに作業衣等の不足であります。特に食糧不足の現状は、稼働率わずかに五〇％という状態でありまして、実情によりますれば、これらの重労働に従う労働者の食糧は、わずかに加配米一合という現状でありまして、それも遅配・欠配が続くという状態では、石炭労働者と同等以上の重労働に従事する彼らの稼働率あるいは能率の半減も、またやむを得ないと存する次第であります。

今日石炭の増産は、再建途上のわが國として一刻もゆるがせにできない。この動力資源は、何ら消耗することのない水力電気の活用に重点をおくべき

でありまして、万一渇水期を目前に控えて現在作業中の本年度計画成らざるときは、動力使用制限は層一層強化せられて、原動力を奪われたる各種の生産はますます低下し、加えて薪炭不足の今日、飢えと寒さに國民生活を追いこまざるを得ないという深刻なる危機に直面せざるを得ないのであります。

よつて私は、政府に對し、この際電力確保の再認識を求め、万難を排して、直面せる危機打開と、いわゆる電氣事業を超重点産業として取扱われんことを切望して、本決議案に賛成する次第であります。（拍手）

〇議長（松岡駒吉君） 川越博君。

（川越博君登壇）

〇川越博君 私は、ただいま議題と相なりました電力危機突破に関する決議案に對しまして、國民協同党を代表いたしまして、衷心から賛成の意を表明するものであります。

私は、昨日の本議場におきまして、石炭問題に關する自由討議がありましたが、白熱化したかというのを考えると同時に、今日わが日本において、われわれ國民生活に非常なる苦痛と脅威を與えつつある電力問題に關する決議案が上程されておるこの議場の有様を見ますときに、私は実に感慨無量であります。

私は本議場におきまして第一に要望したい点は、電力ベースの問題

に關してであります。水谷商工大臣あるいは和安本長官は、電氣委員会におきまして、われ／＼が、今日の國民經濟の状態において、電力の現状に鑑みまして、石炭と同様なるところのベースを與えよという質疑をいたしましたの對しまして、両当局の話はきわめて事務的でありまして、眞にこの危機を打開するの熱意に欠けるかのとき印象がありましたことは、私どもの遺憾とするところであります。しかしながら、現下の電力の現状に鑑みまして、電力のベースを石炭並に引上げるのでなかつたならば、深刻なところの電力の不足を補うことは絶対にできない。全日本の産業界、中小工業者、農村、一般家庭の苦痛を一日も早く軽減せんがためにも、どうしても石炭のベースと同じように電力ベースを引上げられんことを切望してやまざるものであります。

次に、現下の電力事情の困難は、発電設備の荒廢による発電力の減少によると同時に、燃料対策の貧困に基くところの一般家庭電氣の需用増加による消費の増大によるものが、きわめて大であります。現在の電力の消費量は、戦時中の昭和十八年の状態にまで近づかんとしておるところの状況であります。従いまして、この窮状を打開せんがためには、まず電源を確保いたし、配電のロスを少くするとともに、何と

やにかつ重点的に行う必要が絶対にある。これは九州において殊にかりであります。一方総合燃料対策の樹立によりまして、電力危機を緩和するの必要なならば、来るべき冬季の渾水期においては、恐るべき事態が招来されると私は考えます。

政府発表の経済実相報告書によりますと、本年の第一・四半期の新炭の生産供給は、計画量の六割となつております。既定計画にしても、かくのごとくでありますから、新規燃料対策の実施にあたりましては、よほどの政府の熱意がなかつたならば、来るべき電力危機には重大なところの齟齬を来すものと考えるを得ません。従いまして、政府に対してこの際特に要望したい点は、新炭・ガス・輸入燃料を含めたところの総合燃料対策の遺憾なき実施を行つていただきたいという点であります。

次に、電力の消費の合理化をはかるためには、言論機関、教育機関、これらの協力を得まして、電力危機突破に關するところの國民運動を強力に展開いたす必要がございます。それがためには、中央並びに地方におきまして、電力危機突破委員会なるものを結成いたし、國民の自発的協力によつて目的の達成を期する必要があると考えるのであります。またさらに全国各地には、戦時中以來工事が中止されてそのままになり、能力を発揮できないところ

の発電所がございますからして、相なるべくは、これらの未完成の発電所の工事を速やかに再開し、わが日本の電力危機打開に對しまして貢獻できまするよう、格別の配慮を得たいと考えるのであります。

しかし、最後に關係方面につきましては、政府においては、すでに最善の了解を得るについてその運動をなさつておるのでありますけれども、敗戦の痛手をこうむり、また瀕死の病床から起ち上らんとする、平和を愛好するところの日本國民は、貿易の再開にあたり、見返り品の生産に對しても、また痛めつけられましたところの中小工業の振興に對しても、農村を自力更生せしめ、あるいはまた家庭の主婦を解放するために家庭の電化をはかるためにも、どうしても電力に頼らねばならぬという念願をもつておるものでありますから、國民のこの盛り上るところの電力に対する希望というものを開陳いたし、關係方面の十分の了解を得るようになさることが必要であると考へます。

私は、以上をもちまして賛成の意見を終ります。本決議が世論と國民一般の支持を得まして、平和にして文化的な日本復興への一大光明とならんことを期待しまして、私の演説を終ることいたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

この際、商工大臣より発言を求められております。これを許します。商工大臣水谷長三郎君。

〔國務大臣水谷長三郎君登壇〕

○國務大臣(水谷長三郎君) ただいま可決されました電力危機突破に關する決議につきまして、一言申し述べたいと存じます。

決議の御趣旨はまことに同感でございます。わが國の産業再建にとりまして電力の占める重要性につきましては、いまさら申し述べるところもないと存じます。政府といたしまして、電力設備の復旧整備及び総合燃料対策等につきまして、いろいろ対策を講じてまいつておるのでございますが、十分御期待に副い得なかつた点もありま

すことは、まことに遺憾に存じます。今後はさらに万難を排しまして、極力電力の増強に努め、本決議の趣旨に副いたいと存じます。つきましては、今後とも一層の御支援、御協力のほどをお願いする次第でございます。

第五 ソ連領からの引揚促進に關する請願(第二三三三号)

第六 在外同胞引揚促進の請願(第四一〇号)

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、ソ連領からの引揚促進に關する請願、日程第六、在外同胞引揚促進の請願、右両請願を一括し議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長安東義良君。

ソ連領からの引揚促進に關する請願(第一雄君外五名紹介)(第二三三三号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

ソ連本土にある未復員者は、氣候風土が異なり、しかも、嚴寒の地であるから、相当数の犠牲者を出すことが想像されるので、留守家族は勿論、われら同胞としてその辛苦を思いやるべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

本請願は、留守家族及びわれら同胞の等しく熱望する切実なるものと認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十二年九月十八日

外務委員長 安東 義良

衆議院議長松岡駒吉殿

在外同胞引揚促進の請願(黒岩重治君紹介)(第四一〇号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
南方地域にある同胞は、氣候風土が異なるため心身共に疲れ、相当数の犠牲者を出しつつあるので、留守家族は固よりわれら同胞としてその辛苦を思いやるべきものと、眞に耐え難いものがある、ついでには速かに南方在留同胞の引揚を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、留守家族及びわれら同胞の等しく熱望する切実なるものと認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十二年九月十八日

外務委員長 安東 義良

衆議院議長松岡駒吉殿

〔安東義良君登壇〕

○安東義良君 ただいま上程に相なりました二つの請願につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

去る九月十八日、本請願を一括して議題といたしまして、委員会を開きましたところ、紹介議員第一雄君より提出された請願の趣旨書には、現在ソ連在留同胞は、ほとんどそのすべてが一家の柱石であり、また嚴寒の地

に困難なる生活条件のもとにあり、相
當数の犠牲者を出すことが予想され
て、その留守家族の心情の苦痛は、も
とより同胞としても看過するに忍び
ず、また各團體の引揚促進の懇請にこ
たえて、本請願を紹介した旨の説明が
あり、また黒岩重治君よりは、南方地
域にある同胞の苦難な生活と、心身と
もに疲れた状態を考へまするとき
に、相當の犠牲を予想されますので、
それら家族の心情を察し、引揚促進に
努力されたいとの説明があつたのであ
ります。

これに対する政府委員の説明により
ますれば、政府は連合國側に対し、再
三復員の一日も速やかならんことを懇
請いたし、復員の努力を続けておりま
するが、南方地域にはなお約二万名の
軍人および若干名の一般同胞が残つて
おりますけれども、連合國の好意によ
り、復員が非常に順調に進捗しており
ますので、南方地域からの復員は、
本年末までには、戦犯関係その他の一
部少数者を除いて完了の見通しがつい
ております、またソ連地区よりは、昨
年十二月より月平均五万人を送還す
ることに連合國側において協定が
なり、それに基いて逐次引揚げ
ておりますことは、御承知の通りであ
りますが、これを増加する交渉は、遺
憾ながら未だ妥結に至っておりませ
ん、本年八月末までに、シベリア地区
より十二万三千四百三名の軍人、二千

せんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつてその通り決しました。

(拍手)

次に、日程第六の請願は委員長報告
の通り採択するに御異議ありません
か。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて本請願は委員長報告の
通り採択するに決しました。(拍手)

○笠口晃君 日程第七は延期されんこ
とを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笠口君の動議に
御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて日程第七は延期するに
決しました。

第八 茅ヶ崎町に市制施行の請願
(第二四六号)

第九 行政書士法制定に関する請願
(第八三三号)

○議長(松岡駒吉君) 日程第八、茅ヶ
崎町に市制施行の請願、日程第九、行
政書士法制定に関する請願、右両請願
を一括して議題といたします。治安及
び地方制度委員長の報告を求めます。

治安及び地方制度委員会理事中島茂喜
君。

茅ヶ崎町に市制施行の請願(磯
崎貞序君紹介)(第二四六号)に
関する報告書

一、請願の要旨及び目的
神奈川県茅ヶ崎町は、人口約四万
四千、年生産力約一億以上で、文化
施設完備し、特に工場地として偉大
な発展をなし、縣下唯一の膨大町村
であり、充分市としての実態を有す
るから、速かに市制を実施されたい
というのである。

二、請願の議決理由
茅ヶ崎町は、その人口、地域、設
備及び生産力からいつて、縣下の藤
澤市、平塚市に比して劣ることな
く、市としての実態を十分備えるも
のと認め、本請願はこれを議院の会
議に付して採択すべきものと議決し
た。なお、本請願は、議院において
採択の上は、内閣に送付すべきもの
と認める。

右報告する。

昭和二十二年九月十八日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長松岡駒吉殿

行政書士法制定に関する請願
(細川八十八君紹介)(第八三三号)

一、請願の要旨及び目的
行政代書人は、官公署及び公衆の
依託を受けて行政官公署に提出する

書類の作製を業とする行政補助機関
であるが、現行代書人規則は大正九
年制定のもので実情に合わない、つ
いては速かに行政書士法を制定され
たいというのである。

二、請願の議決理由
行政書士に対する取締は、現在内
務省令によつて行なはれてゐるが、これは適當な
ものでないから実情に適するよう法
律的根拠をもつた國家的制度を作る
ことの必要を認め、本請願はこれを
議院の會議に付して採択すべきもの
と議決した。

なお、本請願は議院において採択の
上は、内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。

昭和二十二年九月二十二日

治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎

衆議院議長松岡駒吉殿

○中島茂喜君 ただいま上程に相なり
ました二つの請願につきまして、治安
及び地方制度委員会における審査の経
過並びに結果に関し、委員長に代つて
御報告申し上げます。

茅ヶ崎町に市制施行の請願は九月十
八日に、行政書士法制定に関する請願
は九月二十二日に、その審査を行つた
のであります。

まず、行政書士法制定に関する請願
であります、本請願の要旨は、行政

代書人は、官公署及び公衆の委託を受けて、行政官公署に提出する書類の作成をなすを業とする者であつて、その作成書類の良否は、直接関係者の権利の消長を来し、延いては当局の事務遂行上多大の影響を及ぼすところの重大な職責を有する行政補助機関であり、また現行代書人規則は、大正九年制定のもので、実情に合わないので、行政書士法を制定されたいというのであります。

これに対し政府委員より、行政書士については、従来内務省令に基いて行つた警察上の取締りとして行つており、新憲法施行後は、内務部地方事務所系統で必要な制限統制を行つておるが、將來の問題として、何かしつかりした法律的根拠をもつた國家的制度をつくる必要があるから、十分研究して善処したいと考へるとの説明があつたのであります。

かくして本委員会といたしましては、この請願の趣旨を適當なものと認め、本請願もまた、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決いたしましたのであります。

次に、茅ヶ崎町に市制施行の請願であります。本請願は、紹介議員磯崎貞序君より神奈川縣茅ヶ崎町は、神奈川縣の中心に位し、人口約四万四千、年生産力約一億円以上で、文化施設は完備し、特に工場地として偉大な発展をなし、縣下唯一の厩大町村であつ

て、藤澤市、平塚市に比して、まさるとも劣ることなく、市としての実体を十分備へるものであり、また市制施行は町民全部の希望であるから、速やかに市制を実施せられたいとの説明があつたのであります。

これに対し政府委員より、茅ヶ崎町の市制実施は、全町一致の要望もあつたので、神奈川縣廳において調査した結果、支障ないという報告であり、また内務省において再調査したところ、人口、生産力その他都市形態からいつて十分市たる資格があると認め、たから、当局の諮問に対し、正式に当該町からの答申があれば、これを認可し、市制を施行することができると考へておるとの説明があつたのであります。

よつて本委員会といたしましては、この請願の趣旨を認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決いたしましたのであります。

なお、ただいま報告いたしました請願二件については、いずれも議院において採択の上内閣に送付すべきものと認めた次第であります。

以上、簡單ではあります。が、請願二件について御報告申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 日程第八は、茅ヶ崎町に十月一日より市制が実施され、請願の目的が達成されましたから、議決不要とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第八は議決不要といたします。

一日程第九の請願について採決いたします。本請願は委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第九は委員長報告の通り採択するに決しました。

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

出席國務大臣

外務大臣 芦田 均君

大藏大臣 栗栖 勉夫君

厚生大臣 一松 定吉君

商工大臣 水谷長三郎君

運輸大臣 吉米地義三君

國務大臣 笹森 順造君

出席政府委員

外務政務次官 松本 龍藏君

内務政務次官 長野 長廣君

大藏政務次官 小坂善太郎君

大藏事務官 河野 一之君

商工事務官 古池 信三君

商工技官 白崎 文雄君

衆議院會議錄第三十号中正誤

頁段行 誤 正

五〇 三三 皇族 皇族

衆議院會議錄第三十三号中正誤

頁段行 誤 正

五〇 二二 ありま ありま

五〇 四三 ありがたき ありがたき

五〇 一終 常盤線 常盤線

衆議院會議錄第三十四号中正誤

頁段行 誤 正

五〇 三三 常盤線 常盤線

五〇 一三 宥恕 宥恕

五〇 三三 かより世論 論

五〇 四三 概括的 概括的

五〇 二六 庇護 庇護

五〇 二六 優劣 優劣

五〇 一三 日本は 日本に

五〇 三三 資金 資金

五〇 三三 下請 下請

五〇 五七 食糧さえ 食糧さえ

五〇 一三 政府が送る 政府が送る

